

鳥取県告示第703号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）
- 2 作業期間 平成24年10月9日から同年12月5日まで
- 3 作業地域 鳥取市、米子市並びに八頭郡智頭町及び八頭町